

令和4年1月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日(火) 午後3時00分～午後3時30分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件

議案第56号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第46号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

報告第47号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 義勝	事務局次長	小林 豊明		
主 幹	江田 直也	主 任	田島 克章	主事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、瀬島吉明委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第55号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

議案第56号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり

報告第46号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第47号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和4年1月25日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第55号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。

所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。

面積は上から 1,113 m²、1,077 m²で、計 2,190 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、トラック2台、播種機2台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め5名となっています。主たる経営作
物は、ほうれん草、枝豆となります。
農作業従事日数については、申請者は350日で他に4名が満たしています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11番委員 事務局から説明がありましたとおり、特に問題はありません。借人である〇〇〇
〇さんは現在、主にほうれん草や枝豆を中心に作付け、出荷しています。また議
案書の案内図をご覧くださいとわかりますが、申請地の隣地の〇〇〇〇、〇〇〇
〇、〇〇〇〇は借人の〇〇〇〇さんが所有している農地です。耕作するには非
常に都合が良いということで借りたいということがございます。ご審議のほど、お
願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 議案第56号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
4ページをご覧ください。
議案第56号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。
番号1につきましては、権利が使用貸借権の設定となります。
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の2筆となります。
所在につきましては、5ページから6ページの案内図、公図の写し、をご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、面積が上から332㎡、1.46㎡で
合計333.46㎡となります。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請理由が、自己用住宅となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、現在借人は家族4人で〇〇〇〇の賃貸物件に居住しているところでありましたが、手狭になってきたとのことでした。そこで、家を建てる計画を立て、両親の介護することも考え、父親に相談したところ、申請地に家を建てることに承諾いただいたため申請したとのことでした。

詳しい土地利用計画図につきましては、7ページの土地利用計画図をご覧ください。

続きまして、8ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準としては、10ヘクタール未満の集団農地となりますので、第2種農地となります。

第2種農地は必要性・代替性を満たさないと許可見込みとはなりません、申請書添付書類等で要件を満たしておりますので許可見込みがあると考えております。つづいて、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや、申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、資料を添付させて支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 先日、9番委員と現地を確認したうえで、申請者である貸人と借人の両名から話を伺って参りました。現地につきましては、ネギやブロッコリー等が植わっており、畑として整備されておりました。事務局からもお話がありましたが、前面道路には下水管、水道管が敷設されておりまして、また第2種農地であり、他に適当な農地がなく、父親の土地に息子が住宅を建てるということで問題ないと考えます。

会長 何か意見ございませんか。

< 異議なしの声あり >

会長 異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

会長 これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。
9ページをご覧ください。
報告第46号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。
また今回の報告案件は、地権者から農業機具を入れるビニールハウスを設置したいという相談があり、この届出の案内をし、提出頂いた次第であります。なお、議案書の地番の表記につきましては、以前の総会でお話しさせていただいた通り、区分わけしている地番につきましては、本来の地番の後にハイフンを入れ、区分番号を入れることで同一地番中を分けておりますので、ご理解ください。
それでは、議案の説明に入らせていただきます。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆で、面積は1,917㎡のうち36.40㎡、となっております。
所在等につきましては、10ページから13ページまでの案内図、公図の写し、配置図、立面図・平面図をご覧ください。
申請人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、ビニールハウス(農機具置場)として受理済みです。
事務局からは以上です。

会長 つづいて報告第47号番号1の報告に移るわけではありますが、報告第47号番号1につきまして〇〇〇〇委員が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

<〇〇〇〇委員退席>

会長 それでは、報告第47号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは報告第47号番号1について報告します。
14ページをご覧ください。
報告第47号番号1は、農地法第5条の規定による届出書受理の件となっております。
番号1につきまして、権利が使用貸借権の設定となっております。

所在が〇〇〇〇の計1筆となります。
所在につきましては、15ページから16ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、面積は1,046㎡となります。
貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請理由が、テナント側車両置場で一時転用となります。
詳しい土地利用計画図は17ページをご覧ください。
本件は、隣接店舗のオープンセール期間において店舗従業員を増員することにより従業員駐車場が不足することから、従業員駐車場として一時的に利用したいとして申請されたものです。申請地周辺において、借りられる駐車場がなく、今回農地の一時転用申請に至ったとのことです。なお、転用期間は令和4年1月25日から令和4年2月15日となっております。
事務局からは以上です。

会長

報告第47号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇委員に席の方にお戻りいただきます。事務局より〇〇〇〇委員にお伝えください。

<〇〇〇〇委員戻る>

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 4年 2月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 塩野 智恵

署名委員 松本 薫